

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)		
地域名 (地域内農業集落名)	若浦地区 (白屋)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 3 0 日 (第 1 回)		

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題 ※

ほ場整備されたエリアを中心に各個人で管理できる範囲で耕作を行っている。
地域内の農業者の高齢化が深刻で地域内での課題解決は困難である。
後継者についても地域内には見当たらない。
近隣集落（吉野・朝来中）と連携し、一体となった営農組織の設立を目指す。

(2) 地域における農業の将来の在り方 ※

栽培作物については、水稻中心に耕作を行い近隣集落も含め全体で農地の集約化を図り集落営農に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
農地中間管理機構を利用して、地区外の耕作意欲のある担い手へ農地の集約化を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
地区内の主要農地は既に基盤整備が完了しており、農道・水路の維持管理を行っていく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
集落営農を図るため、地域住民の営農参加を図るとともに、新規就農者を呼び込む。 また、積極的に地域内の優良農地を守り、地域内の耕作意欲のある者、新規就農者へ集積を進める。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
作業の効率化が期待できる防除作業は、集落全体で行う。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等	FALSE
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他	FALSE

【選択した上記の取組方針】

- ①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。
⑦地域の農事組合を中心に、積極的に優良農地の保全に努める。

チェック

FALSE

FALSE